食事療養の費用について

・近年の食材費等の高騰を踏まえ、食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額のうち食事の提供に係るものについて令和８年６月１日から次のとおりとなります。

〔入院時１食あたりの負担額〕　　令和８年６月１日

対象者区分		標準負担額
①	一般の方	550 円
②	低所得者Ⅱ（住民税非課税世帯の方）	270 円(90 日まで) 220 円(91 日以降)
③	低所得者Ⅰ（年金収入 80 万円以下等）	130 円
④	小児慢性特定疾病児童又は指定難病患者	330 円

＊標準負担額は所得の状況や病状によって、上記のとおり異なります。
なお、標準負担額は、高額療養費及び高額介護合算療養費の算定対象とはなりません。

詳しくは、現在加入されている医療保険の保険者（健康保険組合、全国健康保険協会、市町村（国民健康保険、後期高齢者医療制度）、国民健康保険組合、共済組合）までお問合せ下さい



町立富来病院
病院長